

## 「特別警報」「暴風警報」「大雨・洪水警報」時の休園及び登降園について

区 分	内 容
1. 「特別警報」「暴風警報」「土砂災害警戒情報」「避難準備情報・避難勧告・避難指示（※園所在地区にて発令の場合）」 発令時における休園および登園について	
(1) 園児が登園する前に発令された場合	<p>ア) 警報が解除されるまで、自宅待機をお願いします。</p> <p>イ) <u>午前 7 時 00 分までに</u>警報が解除された場合は、平常通り開園します。</p> <p>ウ) <u>午前 7 時 00 分を過ぎてから午前 12 時まで</u>に解除された場合は、保育を開始します。</p> <p>エ) <u>午前 12 時を過ぎてから</u>警報が解除された場合は、休園とします。</p> <p>（注 1）イ、ウの場合においても、道路や橋の損壊、家屋や樹木の倒壊などで危険な場合は、<u>自宅待機や臨時休園等必要な処置をとることもあります。</u></p> <p>（注 2）「特別警報」「暴風警報」「土砂災害警戒情報」以外の警報であっても、安全な保育が実施できない場合は、市の判断で休園とします。</p>
(2) 園児が登園してから発令された場合	<p>「特別警報」「暴風警報」「土砂災害警戒情報」「避難準備情報」が発令された場合</p> <p>ア) 園児の安全を確保するため、速やかにお迎えをお願いします。</p> <p>（注）道路や橋の損壊などで危険な場合は、園で待機することがあります。</p> <p>「避難勧告」「避難指示」が発令された場合</p> <p>イ) 解除されるまで園で待機します。ただし、園周辺の安全が確保されており、保護者が引渡しを望む場合は引渡しを行います。</p>
2. 「大雨警報」「洪水警報」発令時における登園について	
(1) 園児が登園する前に発令された場合	<p>ア) 保育園は開園し、通常保育を行います。</p> <p>通常保育を実施しますので、安全に配慮して登園してください。</p> <p>登園後も保育を続けますが、気象や災害の状況によっては保育園から連絡をいたします。</p> <p>迎えに来られるように準備をお願いします。</p>
(2) 園児が登園してから発令された場合	<p>ア) 通常通りの保育を行います。</p> <p>（注）気象や災害の状況によっては、保育園から連絡いたします。</p>
3. 警報等が解除となった場合の給食の取り扱いについて	
(1) 給食について	<p>ア) <u>午前 7 時 00 分までに</u>警報が解除された場合は、通常通りの給食を準備します。</p> <p>イ) <u>午前 7 時 00 分過ぎ～午前 10 時まで</u>に解除された場合は、手持ちの給食食材等を用いて簡易に対応可能な範囲で用意します。</p> <p>ウ) <u>午前 10 時を過ぎてから</u>解除された場合は、当日の給食を中止とし、登園時は、お弁当を持参してください。</p>
4. 緊急メールについて	
	<p>ア) 多治見市緊急メール</p> <p>防災行政無線で放送する、火災・台風・大雨時の気象警報、避難勧告、避難指示、東海地震に関する情報、その他の緊急情報などを、登録していただいた携帯電話または PC にメールでお知らせします。詳しい登録方法は、多治見市ホームページでご確認ください。</p> <p>（お問い合わせ先：企画防災課 22 - 1378 【直通】）</p> <p>イ) かんたんメール 保育園に入園する際、ご登録をお願いしています。</p> <p>（注）上記 2 つのメールが災害時には配信されます。</p>

※ 上記の内容は「暴風警報」「特別警報」「大雨警報」「洪水警報」「土砂災害警戒情報」「避難準備警報」「避難勧告」「避難指示」以外の警報・情報等には適応されません。